

## 公の施設【基本情報】

|       |   |
|-------|---|
| 施設名   | 新潟市若者支援センター   |
| 所管部・課 | 教育委員会地域教育推進課  |
| 所在地   | 新潟市中央区東万代町9番1号  |
| 根拠法令  | 子ども・若者育成支援推進法   |
| 設置条例  | 新潟市万代市民会館条例   |
| 施設概要  | 新潟市万代市民会館4・5階に設置され、相談事業、若者支援事業、若者の居場所事業を展開しています。<br>(沿革)<br>昭和50年に「新潟市青年の家」として設立。平成3年8月に万代市民会館に移転。平成23年6月18日に「新潟市若者支援センター」に組織改編しました。(根拠法律「子ども・若者育成支援推進法」) |

| 施設の設定目的   |
|---|
| 若者に交流や研修の場を提供し、すべての若者の健やかな成長を支援することにより、若者の社会的自立や職業的自立に向けた動機付け及び社会参加・社会参画の推進に資することを目的にします。                     |
| 管理・運営に関する基本理念，方針等   |
| 新潟市若者支援センターは多様な若者の願いを実現し、抱える課題の解決のために、行政・地域・市民と協働したり、若者同士が支え合う関係を作ったりすることを通じて、自分自身に自信を持ち、目標に向かって動き出すことを支援します。 |